

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	短期大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン セINANジョガクイン 学校法人 西南女学院								
フリガナ大学の名称	セINANジョガクインダイガクタンキダイガクブ 西南女学院大学短期大学部								
大学本部の位置	福岡県北九州市小倉北区井堀一丁目3番2号								
大学の目的	本学は、キリスト教を教育の基本として女子に高い教養を授けるとともに生活に必要な専門の教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	西南女学院大学短期大学部を廃止するにあたり、平成7年度から保育科の学生募集を停止することから、収容定員の減員を行う。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	保育科	2年	0人 (100)	—	0人 (200)	短期大学士 (保育学)	教育学・保育学 関係	令和7年4月 第1年次	福岡県北九州市 小倉北区井堀一 丁目3番2号
計		—	—	—					
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	西南女学院大学 保健福祉学部 栄養学科〔定員減〕(△20)(令和7年4月) 西南女学院大学短期大学部 保育科(廃止) (△100) ※令和7年4月学生募集停止								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設	保育科	0人 (3)	0人 (1)	0人 (3)	0人 (0)	0人 (7)	0人 (0)	0人 (11)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	0 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (5)	短期大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 一人		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)			
	小計(a～b)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (6)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)			
	計(a～d)	0 (3)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (7)			
計	0 (3)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (7)	0 (0)			0 (11)

既 設 分	該当なし	-	-	-	-	-	-	-	-	大学設置基準別表第一-Iに定める 基幹教員数の 四分の三の数 一人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの(a又はbに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	小計(a~b)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの(a又はbに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	計(a~d)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
計	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
合 計	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
職 種		専 属		そ の 他		計				
事 務 職 員		0人 (41)		0人 (22)		0人 (63)				
技 術 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)				
図 書 館 職 員		0 (1)		0 (0)		0 (1)				西南女学院大学 との兼任
そ の 他 の 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)				
指 導 補 助 者		0 (5)		0 (0)		0 (5)				
計		0 (47)		0 (22)		0 (47)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計				
	校 舎 敷 地	- m ²	70,285.76 m ²	- m ²		70,285.76 m ²				西南女学院大学 と共用
	そ の 他	- m ²	11,694.24 m ²	- m ²		11,694.24 m ²				
	合 計	- m ²	81,980.00 m ²	- m ²		81,980.00 m ²				
校 舎	専 用		共 用	共用する他の 学校等の専用		計				
	-		32,206.61 (32,206.61 m ²)	2,340.78 m ² (2,340.78 m ²)		34,547.39 m ² (34,547.39 m ²)				西南女学院大学 と共用
教 室 ・ 教 員 研 究 室	教 室		室	教 員 研 究 室		室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点			
		冊	冊	種	種					
	計	()	()	()	()	()	()	()		
スポーツ施設等	スポーツ施設		講堂		厚生補導施設					
		m ²		m ²		m ²				

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	教員1人当り研究費等		教授 360千円 准教授 350千円 講師 340千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	共同研究費等		0 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	図書購入費	115千円	115千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	設備購入費	100千円	100千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
学生納付金以外の維持方法の概要	995千円 863千円 — 千円 — 千円 — 千円 — 千円									
学生納付金以外の維持方法の概要	授業料等減免費交付金、寄付金、雑収入等									
既設大学等の状況	大学等の名称	西南女学院大学短期大学部								※令和7年度より学生募集停止(保育科)
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	西南女学院大学短期大学部 保育科	年	人	年次	人	短期大学士(保育学)	0.45 0.45	昭和33年度	福岡県北九州市小倉北区井堀一丁目3番2号	
	大学等の名称	西南女学院大学								福岡県北九州市小倉北区井堀一丁目3番5号
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	保健福祉学部						0.77			
	看護学科	4	90	—	360	学士(看護学)	1.02	平成6年度		
	福祉学科	4	80	—	320	学士(福祉学)	0.93	平成6年度		
	栄養学科	4	100	—	400	学士(栄養学)	0.43	平成14年度		
	人文学部						0.57			
英語学科	4	60	—	240	学士(人文学)	0.49	平成18年度			
観光文化学科	4	60	—	240	学士(人文学)	0.64	平成18年度			
附属施設の概要	<p>名称：西南女学院大学保健福祉学部附属保健福祉学研究所 目的：保健福祉学に関する研究の推進による科学と地域社会に貢献することを目的とする。 所在地：福岡県北九州市小倉北区井堀一丁目3番5号 設置年月：平成13年4月 規模等：大学内の研究室等を使用</p> <p>名称：西南女学院大学短期大学部附属シオン山幼稚園 目的：学齢未達の幼児をキリスト教精神をもって保育し、その心身の発達を助長する。あわせて、西南女学院大学短期大学部の附属施設として、幼児教育に関する研究並びに保育科学生の教育実習機関としての機能を果たすことを目的とする。 所在地：福岡県北九州市小倉北区井堀一丁目3番4号 設置年月：昭和39年4月 規模等：土地 3,327㎡、建物 942㎡</p>									

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

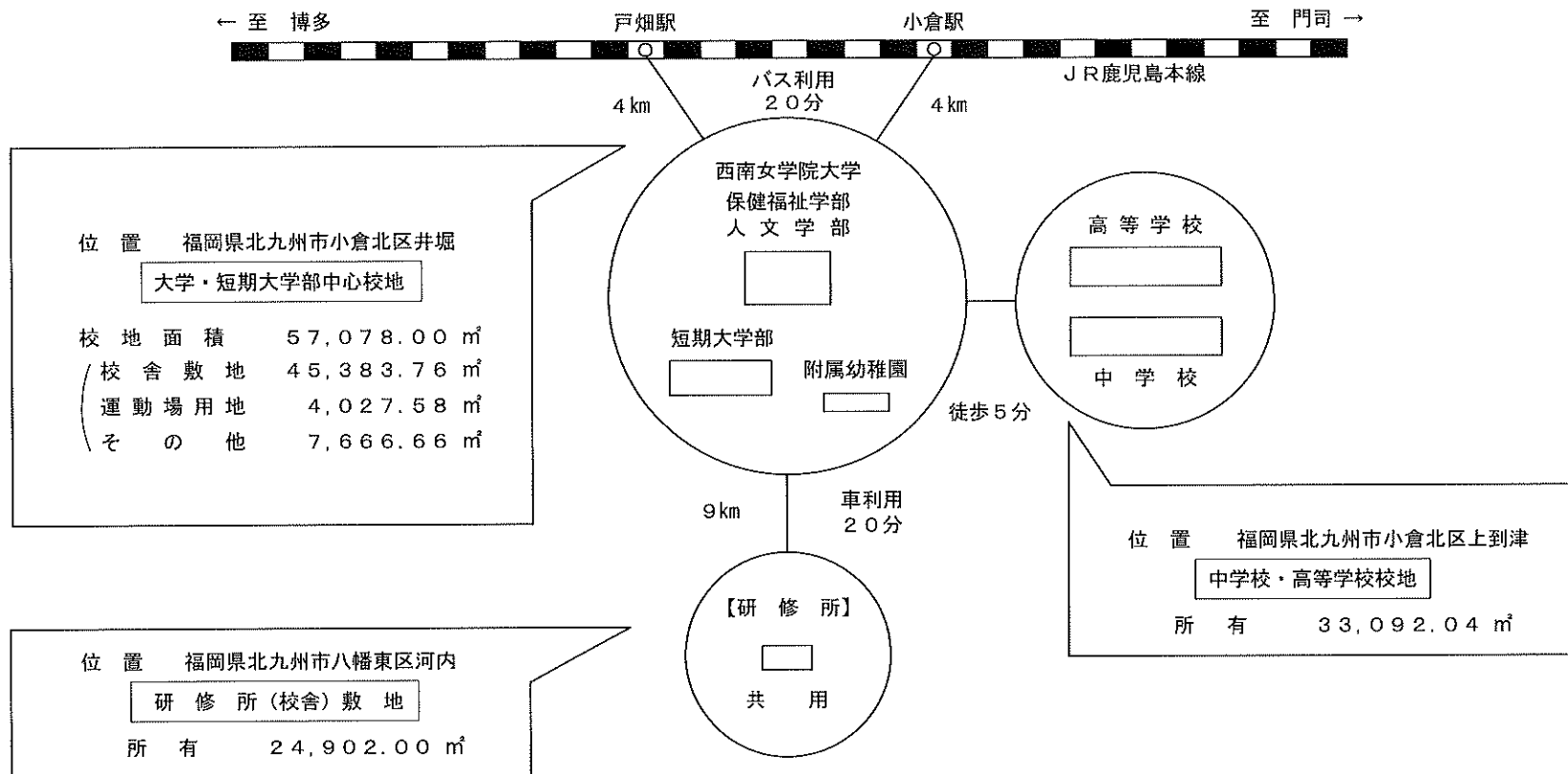
学校法人西南女学院 設置認可等に関わる組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
西南女学院大学				西南女学院大学				
保健福祉学部				保健福祉学部				
看護学科	90	—	360	看護学科	90	—	360	
福祉学科	80	—	320	福祉学科	80	—	320	
栄養学科	100	—	400	栄養学科	80	—	320	定員変更 (△20)
人文学部				人文学部				
英語学科	60	—	240	英語学科	60	—	240	
観光文化学科	60	—	240	観光文化学科	60	—	240	
計	390	—	1560	計	370	—	1480	
西南女学院大学				西南女学院大学				
助産別科	16	—	16	助産別科	16	—	16	
計	16	—	16	計	16	—	16	
西南女学院大学短期大学部								
保育科	100	—	200		0	—	0	令和7年4月学生募集停止
計	100	—	200	計	0	—	0	

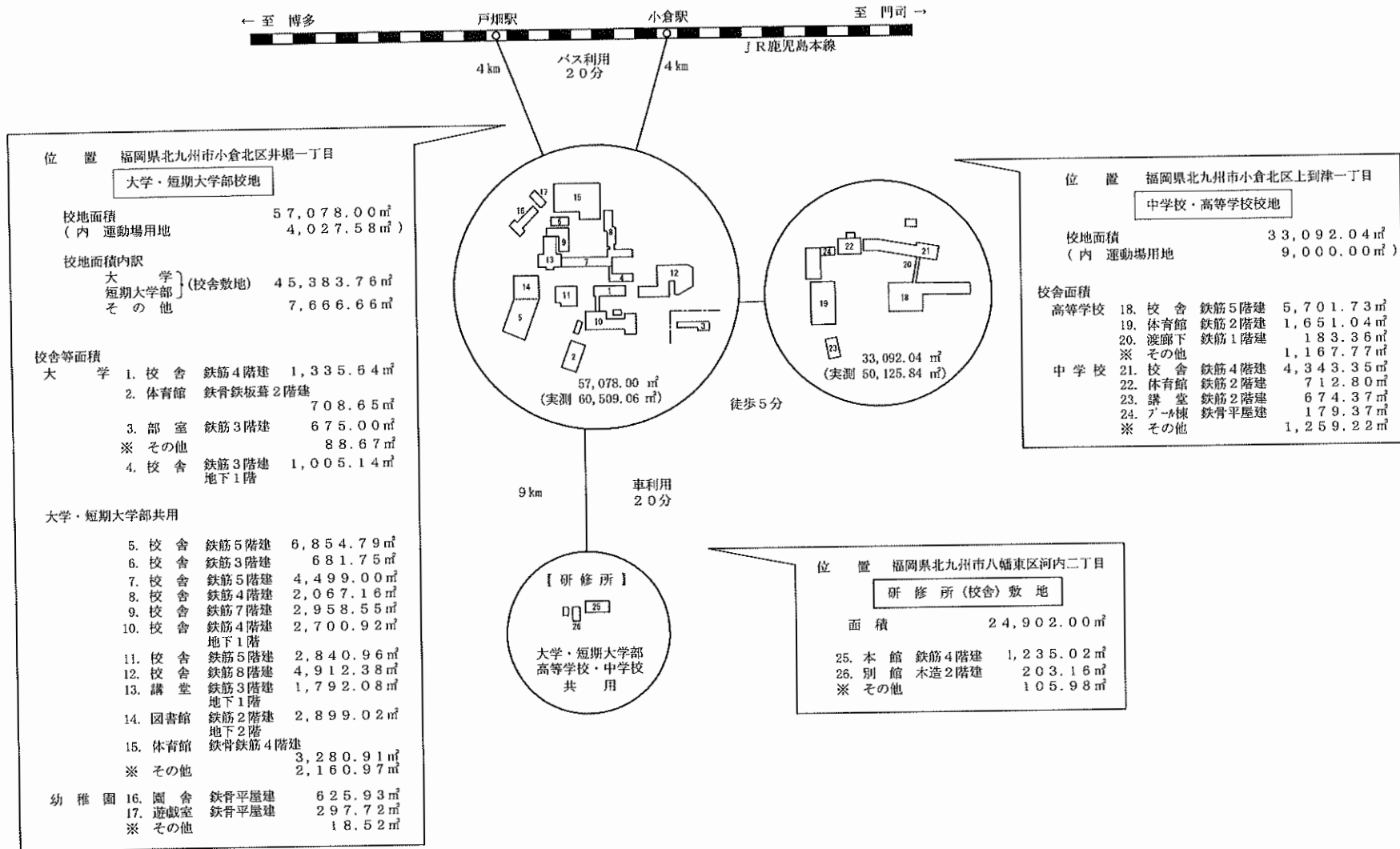
西南女学院大学短期大学部の位置



◎ 校地の団地関係図

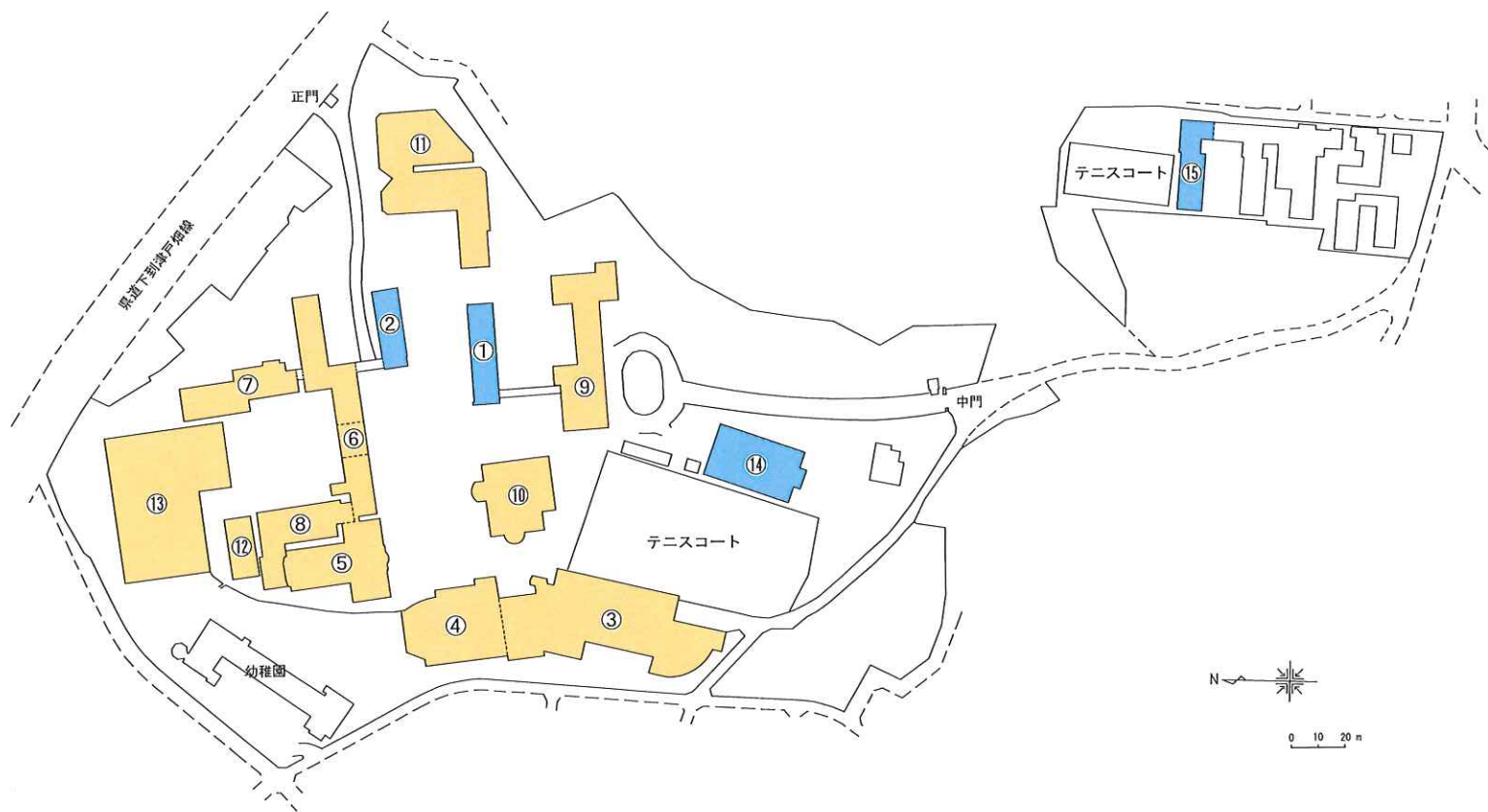


◎ 学校の位置及び校地・校舎等の配置図の概要



西南女学院大学・短期大学部校舎等配置図

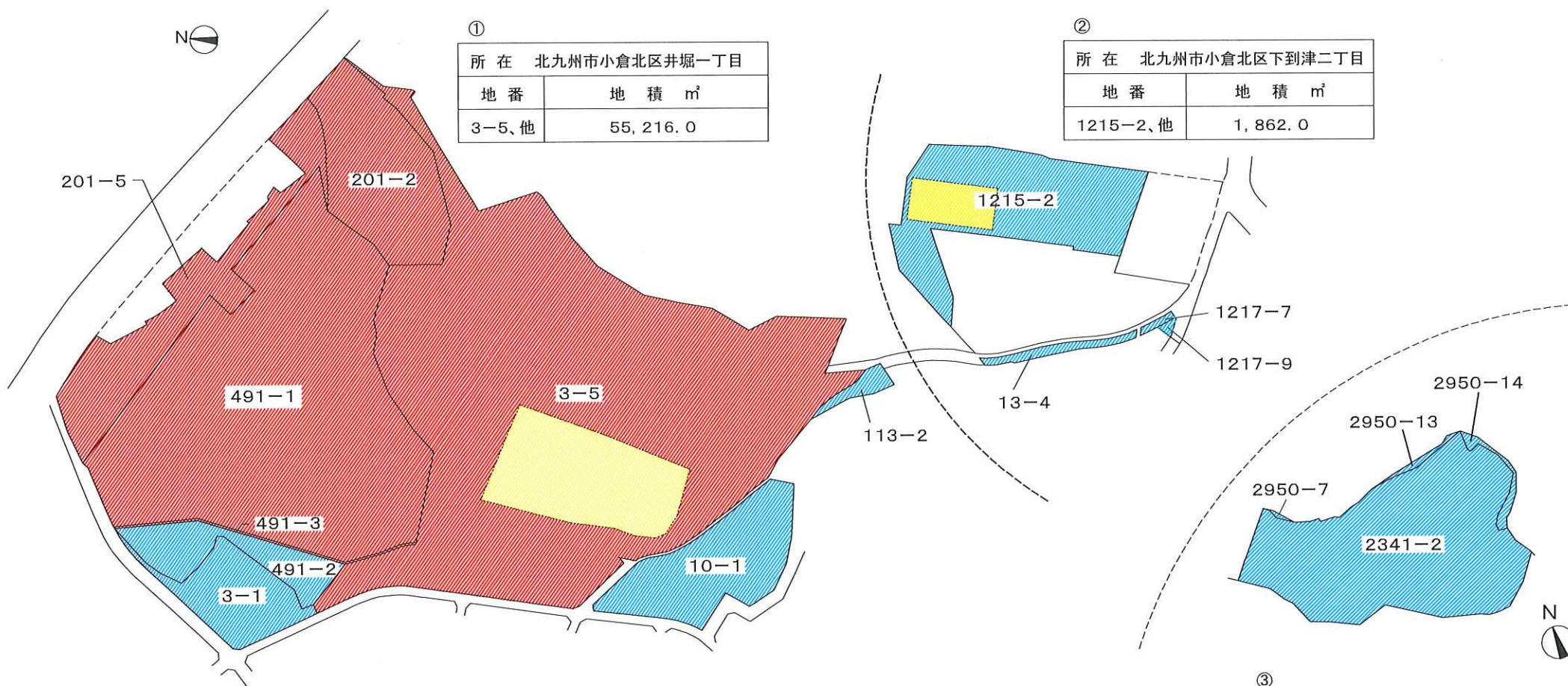
大学専用
 大学・短大部共用



番号	建物名	面積 m ²	構造
①	4号館	1,335.64	RC. 4F
②	9号館	1,005.14	RC. 3F. B1
大学専用校舎計		2,340.78	
③	6号館	6,854.79	RC. 5F
④	図書館	2,899.02	RC. 2F. B2
⑤	マロリ一館	1,792.08	RC. 3F. B1
⑥	1号館	4,499.00	RC. 5F
⑦	2号館	2,067.16	RC. 4F
⑧	3号館	2,958.55	RC. 7F
⑨	5号館	2,700.92	RC. 4F. B1
⑩	7号館	2,840.96	RC. 5F
⑪	8号館	4,912.38	RC. 8F
⑫	音楽館	681.75	RC. 3F
共用校舎計		32,206.61	
校舎合計		34,547.39	

番号	建物名	面積 m ²	構造
⑬	第一体育館	3,280.91	S. 4F
⑭	第二体育館	708.65	S. 2F
⑮	部室棟	675.00	RC. 3F
その他合計		4,664.56	

西南女学院大学・大学短期大学部 校地



①

所在 北九州市小倉北区井堀一丁目	
地番	地積 m ²
3-5、他	55,216.0

②

所在 北九州市小倉北区下到津二丁目	
地番	地積 m ²
1215-2、他	1,862.0

③

所在 北九州市八幡東区河内二丁目	
地番	地積 m ²
2341-2、他	24,902.0

校地合計面積(m ²)			
①	55,216.0	校舎敷地	45,383.7
		運動場用地	3,294.3
		その他	6,538.0
②	1,862.0	運動場用地	733.3
		その他	1,128.7
③	24,902.0	その他	24,902.0
合計			81,980.0

西南女学院大学短期大学部学則

〔1950(昭和25)年 4月 1日 制定〕

改正	1951(昭和26)年 4月 1日	1986(昭和61)年 3月 19日	2002(平成14)年12月20日	2021(令和 3)年 5月26日
	1954(昭和29)年 4月 1日	1986(昭和61)年 6月 28日	2003(平成15)年12月19日	2021(令和 3)年 9月17日
	1957(昭和32)年 7月 20日	1987(昭和62)年 1月 16日	2004(平成16)年11月25日	2023(令和 5)年 3月22日
	1958(昭和33)年 4月 1日	1987(昭和62)年12月22日	2005(平成17)年 9月 28日	2023(令和 5)年 5月24日
	1960(昭和35)年 4月 1日	1988(昭和63)年12月 5日	2005(平成17)年12月22日	2024(令和 6)年 9月13日
	1963(昭和38)年 4月 1日	1989(平成元)年 1月 23日	2006(平成18)年 2月 27日	
	1964(昭和39)年 4月 1日	1989(平成元)年 3月 30日	2006(平成18)年 9月 27日	
	1965(昭和40)年 4月 1日	1989(平成元)年 7月 10日	2006(平成18)年12月20日	
	1971(昭和46)年 4月 1日	1990(平成 2)年 2月 15日	2007(平成19)年 9月 21日	
	1972(昭和47)年 4月 1日	1991(平成 3)年 1月 28日	2008(平成20)年 2月 25日	
	1973(昭和48)年11月 7日	1991(平成 3)年 3月 29日	2008(平成20)年 3月 19日	
	1974(昭和49)年 2月 1日	1991(平成 3)年 9月 21日	2010(平成22)年 3月 23日	
	1975(昭和50)年 3月 31日	1992(平成 4)年 1月 25日	2010(平成22)年 5月 27日	
	1975(昭和50)年 9月 23日	1992(平成 4)年 9月 25日	2010(平成22)年 9月 24日	
	1976(昭和51)年 1月 30日	1993(平成 5)年 1月 22日	2010(平成22)年11月24日	
	1976(昭和51)年 3月 26日	1993(平成 5)年 3月 23日	2011(平成23)年12月21日	
	1977(昭和52)年 1月 28日	1993(平成 5)年12月24日	2012(平成24)年 9月 26日	
	1977(昭和52)年10月 31日	1994(平成 6)年 2月 18日	2012(平成24)年12月19日	
	1977(昭和52)年12月 17日	1995(平成 7)年 3月 23日	2014(平成26)年 3月 25日	
	1978(昭和53)年 1月 28日	1995(平成 7)年 5月 27日	2015(平成27)年 3月 24日	
	1979(昭和54)年 3月 27日	1996(平成 8)年 1月 22日	2015(平成27)年 5月 27日	
	1980(昭和55)年 3月 29日	1996(平成 8)年12月20日	2016(平成28)年 9月 23日	
	1981(昭和56)年 4月 1日	1997(平成 9)年12月19日	2016(平成28)年12月14日	
	1981(昭和56)年12月 5日	1998(平成10)年11月18日	2017(平成29)年 3月 22日	
	1982(昭和57)年 1月 29日	1998(平成10)年12月18日	2017(平成29)年 5月 24日	
	1982(昭和57)年 6月 26日	1999(平成11)年12月20日	2018(平成30)年 3月 22日	
	1983(昭和58)年 1月 14日	2000(平成12)年 9月 22日	2018(平成30)年 9月 21日	
	1984(昭和59)年 2月 23日	2001(平成13)年 9月 5日	2019(令和元)年 5月 22日	
	1985(昭和60)年 1月 19日	2001(平成13)年 9月 21日	2019(令和元)年11月27日	
	1985(昭和60)年 1月 26日	2002(平成14)年 5月 28日	2020(令和 2)年 9月 18日	

第 1 章 総則

第 1 条 本学は、キリスト教を教育の基本として女子に高い教養を授けるとともに生活に必要な専門の教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする。

第 1 条の 2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は前項の自己点検及び自己評価並びに第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標及び計画に反映させ、不断の改善に努めるものとする。

3 自己点検及び自己評価の実施に関する事項は、別に定める。

第 1 条の 3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する事項は、別に定める。

第 2 条 本学に、保育科を置く。

第 2 条の 2 前条に定める学科の目的は、次のとおりとする。

保育科は、豊かな教養と専門知識をもって、自ら思考し判断できる保育の専門家を育成すること

を目的とする。

第2条の3 本学は、前条に定める教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定める。

- (1) 卒業の認定に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受入れに関する方針

2 前項各号の方針については、別に定める。

第3条 本学の修業年限は2か年とする。ただし、在学年限は4か年を超えることはできない。

2 前項にかかわらず、教育上特別の必要があると認められる場合には、前項の修業年限を超えた一定の期間にわたり、計画的に履修すること（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

3 前項の長期履修については、別に定める。

第4条 本学の学生定員は次のとおりである。

学科名	入学定員	収容定員
保 育 科	0	100

第2章 授業科目

第5条 本学において開講する授業科目は、一般教育科目及び専門教育科目とする。

第6条 授業科目と単位数は別表第一のとおりである。

第3章 学年学期及び休業

第7条 本学における学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 1年間の授業期間は定期試験等の期間を含め35週にわたるものとし、これを分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めた場合は、前項に定める前学期の終期及び後学期の始期を変更することができる。

第9条 本学の休業は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する休日
 - (1) 創立記念日 4月18日
 - (1) 春期休業 4月1日から4月10日まで
 - (1) 夏期休業 7月21日から9月10日まで
 - (1) 冬期休業 12月25日から翌年1月10日まで
- ただし、便宜上休業期日を変更することがある。

第4章 履修方法及び課程修了の認定

第10条 本学卒業の資格を得るためには2か年以上在学し、所定の単位62単位以上を履修規程により修得しなければならない。

第11条 履修の方法は次の基準による。

- (1) 一般教育科目については、16単位以上を第6条別表の教科課程に定めるところに従って修得

すること。

- (2) 専門教育科目については、42単位以上を第6条別表の教科課程に定めるところに従って修得すること。
- (3) 削除
- (4) 教育職員免許状を得ようとする者は第10条に規定するものの外、教育職員免許法及び同施行規則に定める単位を修得すること。
- (5) 教育職員免許状の種類は次のとおりである。
保 育 科 幼稚園教諭二種免許状
- (6) 保育士の資格を得ようとする者は第10条に規定するものの外、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び同施行規則に定める単位を修得すること。

第12条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前各号に定める基準にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価して、適切と認められる単位数を定める。

第13条 授業科目及び課程修了の認定は試験による。試験の成績は、秀、優、良、可又は不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

第14条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学等との協議により、学生が当該他の短期大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により当該他の短期大学等において修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前二項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第15条 教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、学生に休学することなく当該外国の短期大学等に留学し学修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により学生が留学をして得た学修の成果については、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前二項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第16条 教育上有益と認めるときは、高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第14条第2項及び前条第2項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第35条の規定により修得した単位を含む。)を、本学入学後に本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本

学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条及び第16条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第15条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。
- 4 前三項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第5章 入学、転入学

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国の学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において行う入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第19条 本学に入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより選抜試験を行う。

第20条 本学に入学を志願する者は、本学所定の願書に入学考査料を添えて、指定の期日までに願出なければならない。

第21条 本学に入学を許可された者の入学時期は学年の始めとする。

第22条 選抜試験で合格通知を受けた者は、入学金を添えて指定期日までに所定の手続きを完了し入学許可を受けなければならない。指定期日までに所定の手続きが完了しない場合は入学を許可しない。

第23条 本学に入学を許可された者は、保証人1人を設けなければならない。

2 保証人は、入学者の学内諸規則に係る事項について責任を負うものとし、入学者の保護者又はそれに代わるべき人でなければならない。

3 保証人が死亡又は前項の要件を欠いたときは、ただちに保証人変更の届出をしなければならない。

第24条 他の短期大学又は大学の学生で本学に転入学を希望する者は欠員のある場合に限り選考試験を行い入学を許可することができる。

第6章 休学、復学

第25条 疾病その他特別の理由により3か月以上修学することができない者は、診断書又は理由書を添えて、保証人連署の上、学長に願出するものとする。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命じることができる。
- 3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 4 休学の期間は、第3条の在学年限に算入しない。
- 5 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、復学することができる。

第26条 休学中の者が復学を希望する場合は、保証人連署の上、学長に願い出るものとする。

第7章 退学、除籍、転学及び再入学

第27条 退学しようとする者は、理由書を添えて、保証人連署の上、学長に願い出るものとする。

- 2 授業料、その他の納入金が未納の者については別に定める。

第28条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条に定める在学年限を超えた者
 - (2) 第25条第4項に定める休学の期間を超えてなお就学できない者
 - (3) 授業料とその他の納入金が未納の者で、督促してもなお納付しない者
 - (4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- 2 前項第3号により除籍となった者が当該学期に学長に復籍を願い出たときは、復籍することができる。この場合、未納の授業料等を納入しなければならない。

第29条 削除

第30条 他の短期大学に転学しようとする者は、学長に願い出るものとする。

第31条 本学を正当な理由で、退学した者が後日、再入学を希望した場合、教授会の議を経て許可することができる。

再入学時に、退学前に修得した単位を卒業単位として認定することができる。入学金、授業料、その他の納入金については別に定める。

第8章 入学審査料、入学金、授業料及びその他の費用

第32条 入学審査料、入学金、授業料及びその他の費用は、別表第二のとおりとする。

第33条 授業料等は、二期に分けて指定期日までに納入しなければならない。

- 2 特別の事情がある場合には、月割分納を許可することがある。

第33条の2 学期の中途において復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

第33条の3 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

第33条の4 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は、納付しなければならない。

- 2 停学期間中の授業料等は、納付しなければならない。

第33条の5 休学の願い出が受理され、又は休学を命ぜられた者は、休学した月の翌月（休学が月初日からのときは当月）から復学した月の前月までの授業料及びその他の納付金を免除する。ただし、免除期間中は、休学在籍料として授業料の4分の1相当額を納付しなければならない。

第33条の6 科目等履修生及び外国人留学生の検定料及び授業料については、別に定める。

第33条の7 納付した入学考査料、入学金及び授業料等は、返付しない。ただし、入学辞退者で所定の期日までに願出たもの限り、前学期の授業料等を返付することができる。

第34条 削除

第9章 科目等履修生

第35条 本学において一つ又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 前項で履修を許可された科目等履修生に対し単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第10章 特別聴講学生

第36条 他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、当該他の短期大学等との協議に基づき特別聴講学生として履修を許可することができる。

第11章 外国人留学生

第37条 外国人で本学に入学を志願する者に対しては、特別選考の上、入学を許可することができる。外国人留学生に関する事項は別にこれを定める。

第12章 卒業及び学位

第38条 第3条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修しその単位を修得した者については学長は教授会の議を経て卒業を認定する。

- 2 学長は前項により卒業の認定を受けた者に対し卒業証書を授与する。
- 3 卒業した者には、次のとおり短期大学士の学位を授与する。

保 育 科 短期大学士（保育学）

第13章 賞罰

第39条 本学学生で品行及び学業の特に優秀な者があるときは学長はこれを表彰することができる。

第40条 本学学生で品行が修まらず又は学業を怠り、その他懲戒の必要ありと認められた者があるときは、教授会の議を経て学長においてこれを懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

第41条 前条の退学は次の各号の一つに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第14章 職員組織

第42条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手、教育支援職員、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 本学に、1名の副学長を置くことができる。

3 本学に、教授又は准教授に準ずる職務に従事する講師を置くことができる。

第43条 学長は本学全般の責任に当たり所属職員を統督する。学長は教授を兼ねることができる。

第44条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第45条 教員は教授、准教授、講師及び助教とする。

第46条 本学の職制及び業務処理については別にこれを定める。

第15章 大学評議会、教授会、運営会議及び学科会

第47条 本学に、西南女学院大学と合同して大学評議会を置く。

2 大学評議会は、学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長及び事務部長をもって組織する。

3 副学長を置くときは、副学長を構成員とする。

4 学長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を要請することができる。ただし、表決には加わらないものとする。

5 宗教主事は、オブザーバーとして大学評議会に出席することができる。

6 大学評議会は、次に掲げる事項を審議し、本学の運営方針等について学長に意見を述べるものとする。

(1) 本学の将来計画の方針に関する事項

(2) 本学の人事計画（非常勤講師を含む。）の方針に関する事項

(3) 本学の予算の方針に関する事項

(4) 入学者数に関する事項

(5) 本学の危機管理に関する事項

(6) 委員会等の設置及び廃止に関する事項

(7) 学則その他諸規定の制定及び改廃に関する事項

(8) 教授会又は別科会から付議された事項

(9) 学部間又は学部別科間に係る事項

(10) 法人本部に提出する事項のうち、学長が必要と認めた事項

7 大学評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

8 前各項に規定するもののほか、大学評議会に関し必要な事項は、別に定める。

第47条の2 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、専任教授をもって組織する。ただし、教授会が必要と認めるときは、専任の准教授、講師、助教その他の職員を加えることができる。

3 教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を要請することができる。ただし、表決には加わらないものとする。

4 学長は、教授会に出席することができる。ただし、表決には加わらないものとする。

5 前項にかかわらず、学長が学部長の職務を兼務し、教授会の議長となる場合は、表決に加わるものとする。

6 入試部長、教務部長及び学生部長は、教授会に出席する。ただし、学部にも所属する者は、当該学部以外の教授会では表決に加わらないものとする。

- 7 事務部長は、教授会に出席する。ただし、表決に加わらないものとする。
- 8 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 9 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第47条の3 本学に、西南女学院大学と合同して運営会議を置く。

- 2 運営会議は、学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長、宗教主事、各学科長及び別科長をもって組織する。
- 3 副学長を置くときは、副学長を構成員とする。
- 4 教授会に付議又は報告する事項を提出した委員会は、前項にかかわらず、委員長が出席する。
- 5 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を要請することができる。
- 6 運営会議は、教授会及び別科会に付議又は報告する事項を整理する。
- 7 前各項に規定するもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

第47条の4 学科に、学科会を置く。

- 2 学科会は、専任の教員をもって組織する。
- 3 学科長が必要と認めるときは、助手その他の職員を加えることができる。
- 4 学科会は、学科の運営に関する事項を取扱う。
- 5 前各項に規定するもののほか、学科会に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 図書館

第48条 本学附属の図書館は本学の図書を管理する。

第49条 附属図書館の管理及び閲覧については別にこれを定める。

第17章 厚生保健

第50条 厚生保健に関する規程は別にこれを定める。

第18章 公開講座

第51条 学校教育法第107条に基づき、社会人の教養を高め、地域社会の文化の向上に資するため、本学に公開講座を開講することがある。

附 則

- 1 本則は、昭和25年4月1日からこれを実施する。
- 2 本則は、昭和26年4月1日からこれを実施する。
- 3 本則は、昭和29年4月1日からこれを実施する。
- 4 本則は、昭和33年4月1日からこれを実施する。
- 5 本則は、昭和35年4月1日からこれを実施する。

- 6 本則は、昭和40年4月1日からこれを実施する。
- 7 本則は、昭和41年4月1日からこれを実施する。
- 8 この学則は、昭和46年4月1日からこれを実施する。
- 9 この学則は、昭和47年4月1日からこれを実施する。
- 10 この学則は、昭和49年4月1日からこれを実施する。
- 11 この学則は、昭和50年4月1日からこれを実施する。
- 12 この学則は、昭和51年4月1日からこれを実施する。
- 13 この学則は、昭和52年4月1日からこれを実施する。
- 14 この学則は、昭和53年4月1日からこれを実施する。
- 15 この学則は、昭和54年4月1日からこれを実施する。
- 16 この学則は、昭和55年4月1日からこれを実施する。
- 17 この学則は、昭和56年4月1日からこれを実施する。
- 18 この学則は、昭和57年4月1日からこれを実施する。
- 19 この学則は、昭和58年4月1日からこれを実施する。ただし、第12条については、昭和57年12月1日からこれを実施する。
- 20 この学則は、昭和59年4月1日からこれを実施する。
- 21 この学則は、昭和60年4月1日からこれを実施する。
- 22 この学則は、昭和61年4月1日からこれを実施する。
- 23 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第4条に規定する学生定員は、昭和71年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	昭和62年度		昭和63年度~昭和70年度		昭和71年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英 語 科	250	450	250	500	200	450
家 政 科						
家政専攻	100	200	100	200	100	200
被服専攻	100	200	100	200	100	200
保 育 科	150	300	150	300	150	300
食物栄養科	120	240	120	240	120	240
計	720人	1,390人	720人	1,440人	670人	1,390人

- 24 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 25 この学則は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度入学生から適用する。ただし、第6条別表1-4-(4)食物栄養科専門教育科目は、昭和62年度入学生から適用する。
- 26 この学則は、平成元年4月1日から施行し、平成元年度入学生から適用する。ただし、第12条から第14条までの規定は昭和63年度入学生から適用する。
- 27 この学則は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度入学生から適用する。
- 28 この学則は、平成3年4月1日から施行し、平成3年度入学生から適用する。ただし、第26条、第27条については平成2年度入学生から適用する。
- 29 この学則は、平成4年4月1日から施行し、平成4年度入学生から適用する。ただし、第12条については平成3年度入学生から適用する。

- 30 この学則は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度入学生から適用する。ただし、第4条の規定にかかわらず、平成5年度の学生定員は、次のとおりとする。

家 政 科	入学定員	総 定 員
家政専攻	150	250
被服専攻	50	150

- 31 この学則は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度入学生から適用する。ただし、第34条については、平成4年10月1日から施行する。
- 32 この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学生から適用する。ただし、第17条については、平成5年度入学生から適用する。
- 33 この学則は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度入学生から適用する。ただし、第53条については、平成6年10月1日から施行する。
- 34 この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成8年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英 語 科	250	500	200	450
家 政 科				
家政専攻	150	300	150	300
被服専攻	50	100	50	100
保 育 科	150	300	150	300
食物栄養科	120	240	120	240
計	720人	1,440人	670人	1,390人

- 35 この学則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学生から適用する。ただし、第17条については平成7年度入学生から適用する。
- 36 この学則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学生から適用する。
- 37 この学則は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度入学生から適用する。
- 38 この学則は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度入学生から適用する。
- 39 この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第6条別表については平成11年度入学生から適用する。
- 40 この学則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学生から適用する。
- 41 この学則は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度入学生から適用する。
- 42 この学則は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。ただし、第4条の規定にかかわらず、平成14年度の学生定員は、次のとおりとする。

家 政 科	入学定員	総 定 員
家政専攻		150
被服専攻		50
生活創造学科	200	200

- 43 この学則は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

44 この学則は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度入学生から適用する。ただし、第4条の規定にかかわらず、平成15年度の学生定員は、次のとおりとする。

	入学定員	総定員
生活創造学科	100	300

- 45 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 46 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 47 この学則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。
- 48 この学則は、2005(平成17)年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第11条の規定は、入学時の学則を適用する。
- 49 この学則は、2006(平成18)年2月27日から施行する。
- 50 この学則は、2006(平成18)年3月1日から施行する。
- 51 この学則は、2006(平成18)年4月1日から施行し、2006(平成18)年度入学生から適用する。ただし、第29条の規定は、施行日に在学する学生から適用する。
- 52 この学則は、2007(平成19)年4月1日から施行する。ただし、別表2専門教育科目(1)生活創造学科の規定は、2007(平成19)年度入学生から適用する。
- 53 この学則は、2008(平成20)年4月1日から施行する。ただし、第5条、第11条(5)及び別表の規定は、2008(平成20)年度入学生から適用する。
- 54 この学則は、2010(平成22)年4月1日から施行し、2010(平成22)年度入学生から適用する。
- 55 この学則は、2011(平成23)年4月1日から施行し、2011(平成23)年度入学生から適用する。
- 56 この学則は、2012(平成24)年4月1日から施行し、2012(平成24)年度入学生から適用する。
- 57 この学則は、2013(平成25)年4月1日から施行し、2013(平成25)年度入学生から適用する。ただし、第8条第2項の規定は、施行の日在学する学生から適用する。
- 58 この学則は、2014(平成26)年4月1日から施行し、2014(平成26)年度入学生から適用する。
- 59 この学則は、2015(平成27)年4月1日から施行する。
- 60 この学則は、2016(平成28)年4月1日から施行し、2016(平成28)年度入学生から適用する。
- 61 この学則は、2017(平成29)年4月1日から施行し、2017(平成29)年度入学生から適用する。ただし、第4条の規定にかかわらず、2017(平成29)年度の学生定員は、次のとおりとする。

学科別	入学定員	収容定員
生活創造学科	0	100
保 育 科	150	300
計	150	400

62 この学則は、2017(平成29)年4月1日から施行し、2017(平成29)年度入学生から適用する。

- 63 この学則は、2017(平成29)年8月1日から施行する。
- 64 この学則は、2018(平成30)年4月1日から施行し、2018(平成30)年度入学生から適用する。
- 65 この学則は、2018(平成30)年4月1日から施行し、2018(平成30)年度入学生から適用する。なお、この学則の施行に伴い、「西南女学院大学短期大学部「転学科規程」」(2007(平成19)年9月21日 制定)は、廃止する。
- 66 この学則は、2019(平成31)年4月1日から施行し、2019(平成31)年度入学生から適用する。
- 67 この学則は、2020(令和2)年4月1日から施行し、2020(令和2)年度入学生から適用する。ただし、第4条の規定にかかわらず、2020(令和2)年度の学生定員は、次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
保 育 科	100	250

- 68 この学則は、2020(令和2)年4月1日から施行する。
- 69 この学則は、2020(令和2)年10月1日から施行する。
- 70 この学則は、2022(令和4)年4月1日から施行し、2022(令和4)年度入学生から適用する。
- 71 この学則は、2023(令和5)年4月1日から施行し、2023(令和5)年度入学生から適用する。なお、この学則の施行に伴い、「西南女学院大学短期大学部「学費規程」」(1950(昭和25)年4月1日制定)は廃止する。
- 72 この学則は、2023(令和5)年6月1日から施行し、2024(令和6)年度入学生から適用する。
- 73 この学則は、2025(令和7)年4月1日から施行する。なお、保育科については、2025(令和7)年度から学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

別表第一

1 一般教育科目

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
キリスト教育	キリスト教学Ⅰ	2		うち1単位必修
	キリスト教学Ⅱ	2		
初年次教育	初年次セミナー	1		
女性と健康	運動と健康	1		
	スポーツ実技		1	
	女性とマナー		1	
	共生社会とジェンダー		1	
基礎教養科目	心理学		2	
	文学		2	
	日本国憲法		2	
	経済学入門		2	
アカデミックスキル	メディアリテラシー		2	
	情報処理入門		2	
	英会話入門		1	
	応用英会話		1	
	ハングル入門		1	
	日本語表現法		1	
地域創生	北九州の技と文化		1	
キャリア支援	キャリア開発		1	
計		6	21	

2 専門教育科目

		授業科目の名称		単位数		備考		
				必修	選択			
専	◇	的保	保育者論	2				
		に育	保育原理	2				
		関の	教育原理	2				
		す本	子ども家庭福祉	2				
		る質	社会福祉		2			
		科・	社会的養護 I		2			
		目	子ども家庭支援論		2			
	◇	理保	教育相談とカウンセリング		2			
		解育	保育の心理学	2				
		科に	子どもの理解と援助		1			
		目関	子どもの保健		2			
		対	子どもの食と栄養		2			
		す象	子ども家庭支援の心理学		2			
		るの						
教	◇	領域及び保育内容の指導法	保育の計画と評価（教育課程含む）		2			
			子どもと健康		1			
			子どもと人間関係		1			
			子どもと環境		1			
			子どもと言葉		1			
			子どもと表現		1			
			保育内容総論	1				
			保育内容「健康」の指導法		1			
			保育内容「環境」の指導法		1			
			保育内容「言葉」の指導法		1			
育	◇	に	保育内容「表現」の指導法（造形）		1			
			保育内容「表現」の指導法（音楽・身体）		1			
			保育内容「人間関係」の指導法		1			
			保育方法とメディア		1			
			特別支援教育論（障がい児保育含む）		1			
			科	◇	関する科目	障がい児保育演習		1
						子育て支援		1
						乳児保育 I		2
						乳児保育 II		1
						子どもの健康と安全		1
社会的養護 II		1						
キリスト教保育	2							
目	◇		子ども音楽療育概論		2			
			子ども音楽療育演習		1			
			子ども音楽療育実習		1			
			在宅保育		2			
			子どもと絵本		1			

授業科目の名称			単位数		備考	
			必修	選択		
専 門 教 育 科 目	大学が 設定する 独自の 科目に ◇	保育 内容の 理解と 方法	音楽の基礎		1	
			子どものためのピアノⅠ		1	
			子どものためのピアノⅡ		1	
			子どものうたと伴奏法Ⅰ		1	
			子どものうたと伴奏法Ⅱ		1	
			子どものうたあそび		1	
			子どもの運動あそび		1	
			子どもの発達理解とあそび		1	
			子ども文化	1		
			器楽アンサンブル		1	
保育総合表現		2				
	総合 演習	子ども学基礎演習	2			
		子ども学特別演習	2			
		保育・教職実践演習(幼稚園)		2		
	教育 実践 科目に 関する	教育実習指導		1	校外実習 校外実習 校外実習	
		教育実習Ⅰ		1		
		教育実習Ⅱ		1		
		教育実習Ⅲ		2		
	保 育 実 習	保育実習指導Ⅰ		2	校外実習 校外実習 校外実習 校外実習	
		保育実習指導Ⅱ		1		
		保育実習指導Ⅲ		1		
		保育所実習Ⅰ		2		
		保育所実習Ⅱ		2		
		施設実習Ⅰ		2		
	施設実習Ⅱ		2			
計			18	74		

◇…教育の基礎的理解に関する科目

3 卒業に要する最低修得所要単位

学 科 目		単 位	
一 般 教 育 科 目	キリスト教育	キリスト教学Ⅰ2単位及びキリスト教学Ⅱ2単位	16以上
	初年次教育	初年次セミナー1単位	
	女性と健康	運動と健康1単位 女性とマナー及び共生社会とジェンダーより1単位を含む	
	基礎教養科目		
	アカデミックスキル	英会話入門、応用英会話及びハングル入門より2単位を含む	
	地域創生		
	キャリア形成支援		
専 門 教 育 科 目		42以上	
合 計		62以上	

別表第二

入学審査料、入学金、授業料及びその他の費用

(単位:円)

区分	保育科	備考
入学審査料	25,000	
入学金	100,000	
総合建築後援金	32,000	
授業料年額	545,000	
教育充実費年額	271,000	
実験実習費年額	47,000	

学則の変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

短期大学部保育科の学生募集停止に伴い、入学定員及び収容定員の減員に係る関係規定を改正する。

2. 改正箇所

第4条

3. 変更の時期について

2025（令和7）年4月1日に施行する。なお、保育科については、2025（令和7）年度から学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

西南女学院大学短期大学部学則 新旧対照表

新	旧												
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 本学の学生定員は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="284 539 855 635"> <thead> <tr> <th>学科名</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 育 科</td> <td><u>0</u></td> <td><u>100</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条～第51条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>73 この学則は、2025(令和7)年4月1日から施行する。なお、保育科については、2025(令和7)年度から学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。</p>	学科名	入学定員	収容定員	保 育 科	<u>0</u>	<u>100</u>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 本学の学生定員は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1256 539 1827 635"> <thead> <tr> <th>学科名</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 育 科</td> <td><u>100</u></td> <td><u>200</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条～第51条 (略)</p>	学科名	入学定員	収容定員	保 育 科	<u>100</u>	<u>200</u>
学科名	入学定員	収容定員											
保 育 科	<u>0</u>	<u>100</u>											
学科名	入学定員	収容定員											
保 育 科	<u>100</u>	<u>200</u>											

学則変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

このたびの収容定員変更（減員）に係る学則変更内容は、令和7（2025）年4月1日からの短期大学部保育科の学生募集停止に伴い、保育科の入学定員100人及び収容定員200人をそれぞれ0人及び100人とするものである。

なお、保育科については、令和7（2025）年度から学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

西南女学院大学短期大学部学則 第4条関係

【改正前】

第4条 本学の学生定員は次のとおりである。

学科名	入学定員	収容定員
保 育 科	<u>100</u>	<u>200</u>

【改正後】

第4条 本学の学生定員は次のとおりである。

学科名	入学定員	収容定員
保 育 科	<u>0</u>	<u>100</u>

西南女学院大学短期大学部学則 附則関係

附 則

73 この学則は、2025（令和7）年4月1日から施行する。なお、保育科については、2025（令和7）年度から学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

18歳人口の減少や女子の4年制大学志向の高まりなど、短期大学を取り巻く社会や時代の変化の中で、本学保育科は、他の養成校と異なる個性・特色を明確にするために、取得資格を増やすなどの試みを行ってきたが、入学者の減少に歯止めをかけることはできなかった。

令和6(2024)年度入学生確保に向けては、高校訪問の戦略的实施をはじめとして、長期履修制度を利用した3年制コースの導入、入学金の半額減額、特待生枠を2倍に拡大、教育訓練制度や長期高度人材育成コースによる社会人の募集、日本語能力の緩和による外国人の募集など様々な新たな工夫を行った。しかし、目標としてきた収容定員の5割(100人)以上の在籍者数に達することはできず、充足率の改善には至らなかった。

この結果を踏まえ、令和6(2024)年3月21日開催の理事会において短期大学の令和7(2025)年度以降の学生募集を停止することを決定した。

短期大学部保育科が担ってきたキリスト教保育の理念に基づく保育者養成という使命とこれまで築いてきた実績は、発展的に継承する形で西南女学院大学の幼児教育・保育分野(保健福祉学部福祉学科子ども家庭福祉コース)が受け継ぎ、保育者養成に対する社会的要請に応じていく。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容

学生募集の停止に伴う学則変更(収容定員変更)であるため、教育課程の変更は予定していない。

(イ) 教育方法及び履修指導法の変更内容

学生募集の停止に伴う学則変更(収容定員変更)であるため、教育方法及び履修指導法の変更は予定していない。

(ロ) 教員組織の変更内容

学生募集の停止に伴う学則変更(収容定員変更)であるため、短期大学設置基準を満たす教員組織とする。

(ハ) 大学全体の施設・設備の変更内容

学生募集の停止に伴う学則変更(収容定員変更)であるため、施設・設備の変更は予定していない。

以上

学生の確保の見通し等を記載した書類（本文）

【目次】

（１）収容定員を変更する組織の概要	
① 収容定員を変更する組織の概要	2
② 収容定員を変更する組織の特色	2
（２）人材需要の社会的な動向等	
① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	2
② 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析	2
③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	2
④ 既設組織の定員充足の状況	2
（３）学生確保の見通し	
① 学生確保に向けた取組と見込まれる効果	
ア 既設組織における取組とその目標	2
イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標	2
ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数	2
② 競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）	
ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性	2
イ 競合校の入学志願動向等	3
ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等	3
エ 学生納付金等の金額設定の理由	3
③ 先行事例分析	3
④ 学生確保に関するアンケート調査	3
⑤ 人材需要に関するアンケート調査等	3
（４）収容定員を変更する組織の定員設定の理由	3

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要

学生募集を停止するものであるため該当なし。

② 収容定員を変更する組織の特色

学生募集を停止するものであるため該当なし。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

学生募集を停止するものであるため該当なし。

② 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

学生募集を停止するものであるため該当なし。

③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

学生募集を停止するものであるため該当なし。

④ 既設組織の定員充足の状況

学生募集を停止するものであるため該当なし。

(3) 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

学生募集を停止するものであるため該当なし。

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

学生募集を停止するものであるため該当なし。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

学生募集を停止するものであるため該当なし。

② 競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

学生募集を停止するものであるため該当なし。

イ 競合校の入学志願動向等

学生募集を停止するものであるため該当なし。

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合のみ）

学生募集を停止するものであるため該当なし。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

学生募集を停止するものであるため該当なし。

③ 先行事例分析

学生募集を停止するものであるため該当なし。

④ 学生確保に関するアンケート調査

学生募集を停止するものであるため該当なし。

⑤ 人材需要に関するアンケート調査等

学生募集を停止するものであるため該当なし。

（４） 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

学生募集を停止するものであるため該当なし。

以上

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	アサノ ヨシノブ 浅野 嘉延 <令和3年4月>		医学博士		西南女学院大学学長・ 西南女学院大学短期大学部学長 (令和3年4月)